コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

NIKKISO CO.,LTD.
最終更新日：2015年6月29日
日機装株式会社
代表取締役社長　甲斐敏彦
問合せ先：経営企画部 03-3443-3718
証券コード：6376
http://www.nikkiso.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、監査役設置会社として、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行なえるコーポレート・ガバナンス体制の構築を通じて、当社グループが社会の一員として健全な社会倫理・価値観を共有し、法令・定款・社会規範を遵守して、ステークホルダーとの良好な関係を構築するとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現します。

当社は、この理念に向け、当社グループの『経営と業務執行の分離』をいっそう進展させます。複数の独立社外取締役ならびに独立社外監査役、内部監査人および会計監査人との連携による経営の実効的な監督・監査を前提として、代表取締役社長から業務執行にかかわる権限の移譲をうけた事業本部が事業の収益性向上に注力する仕組みを整備します。

取締役会は、社外取締役2名を含む7名の取締役で構成しています。毎月開催し、経営の意思決定機関として、経営の基本方針の策定、重要な業務執行の決定、業務執行状況の監督を行なっています。また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名を含む4名の監査役で構成しています。各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、また会計監査人、内部監査人とも緊密に連携しながら、業務執行の全般にわたって監査を行ない、監査役設置会社として十分にコーポレート・ガバナンスの機能を果たしています。
取締役および監査役の選任に際しては、人格・識見・経営能力・業務知識・経験等を総合的に判断して、適切な人選を行なっています。

また、迅速な意思決定を行うため、執行役員制度を導入しております。さらに、当社は多様な事業を手がけているため、各事業と市場に精通した業務執行者に当該事業をゆだね、市場に近いところで迅速な意思決定を可能とする目的で事業本部制を採用しています。現在は、ポンプ事業を中核とするインダストリアル事業本部、航空機の逆噴射装置用関連部品を主要な製品とする航空宇宙事業本部および血液透析関連製品を広く製造するメディカル事業本部で構成されます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新　　20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社みずほ銀行	3,779,600	4.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,652,600	3.30
日機装持株会	2,415,757	3.00
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　385632	1,997,800	2.48
三井住友海上火災保険株式会社	1,966,000	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,932,800	2.40
日機装従業員持株会	1,843,487	2.29
CBLDN FULL TAX JAS-CLIENT AC	1,667,000	2.07
日本生命保険相互会社	1,650,000	2.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,622,735	2.02

支配株主（親会社を除く）の有無　　―――

親会社の有無　　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　　東京 第一部

決算期 更新　　12 月

業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中根　堅次郎	公認会計士											
菊地　裕太郎	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中根　堅次郎	○	―――	社外取締役 中根堅次郎氏は、公認会計士・税理士であり、会計・税務に関する専門的知見と企業経営全般に対する高い見識を備えています。また、同氏と当社の間には、社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社から独立した、客観的かつ専門的立場から取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たされるものと期待しています。
菊地　裕太郎	○	―――	社外取締役 菊地裕太郎氏は、日本弁護士連合会副会長、東京弁護士会会長の要職を歴任するなど、弁護士として高い見識を有しています。企業法務と企業経営全般について専門的知見と幅広い経験を有し、また、同氏と当社の間には、社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利

			害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社から独立した、客観的かつ専門的立場から取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たされるものと期待しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に会合を持ち、監査役は会計監査人の監査体制、監査計画、監査実施状況などを確認しています。
日常の監査においても、必要に応じ、適宜情報交換、意見交換を行なっています。また、監査役と当社内部監査部門である内部監査室は、定期的また随時に打ち合わせを行ない、監査計画、監査スケジュール、監査対象などの確認、調整を行なっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長友　英資	他の会社の出身者													
中久保　満昭	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長友　英資	○	――	社外監査役 長友英資氏は、東京証券取引所常務取締役(最高自主規制責任者)、金融庁企業会計審議会委員および公益財団法人財務会計基準機構理事などの要職を歴任し、財務・会計に関する相当程度の知見に加え、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス・システム等に精通しています。また、同氏と当社の間には、社外役員としての関係以外に、人的関

			係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社から独立した、客観的かつ専門的立場から取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たされるものと期待しています。
中久保　満昭	○	―――	社外監査役 中久保満昭氏は、弁護士として企業法務全般にわたり広く活躍されており、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスについても高い見識を備えています。また、同氏と当社の間には、社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社から独立した、客観的かつ専門的立場から取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たされるものと期待しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

1.社内取締役に株式報酬型ストックオプションを付与することにより、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をいっそう強め、取締役が株価上昇による経済的利益のみならず株価下落による損失までも株主と共有することで、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とします。
2.2012年6月26日開催の第71回定時株主総会の決議に基づき、取締役の報酬等の額の範囲内（年額280百万円以内）で年20個（20,000株）を上限として、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を取締役（社外取締役を除く）に付与しました。また、2014年6月25日開催の第73回定時株主総会の決議により、年間付与数の上限を40個（40,000株）に変更しました。

ストックオプションの付与対象者　社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役を除く、社内取締役に対して付与します。
2015年7月には、社内取締役5名に対して、28個を割り当てる予定です。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書、事業報告において、取締役および監査役の年間報酬総額を記載しています。
74期事業報告において、2015年3月期に係る取締役の年間報酬総額は151百万円（基本報酬75百万円　賞与45百万円　ストックオプション30百万円）、監査役の年間報酬総額46百万円（基本報酬のみ）と記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬額の総額を上限として、あらかじめ算定方法を定めた社内規程に従って、取締役会で決定します。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬等の総額を上限として、監査役の協議により決定します。
当社の持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、取締役の報酬は、基本報酬、業績に連動した取締役賞与、株式報酬の3種類

から構成しています。
基本報酬は、本人の職位、経験等に応じてあらかじめ定めた一定の範囲内で固定額として支払っています。当社の取締役の任期は1年間なので、固定額とはいえ、在任年数だけにとらわれず、担当する職務、責任の大きさなど現状を十分に反映できるよう、弾力的かつ適正に見直し、決定しています。
取締役賞与は、各事業年度の全社業績に連動させて支払っています。使用人を兼務する取締役については、このほか、担当部門の業績や本人の果たした役割、成果も考慮した賞与を支払っています。
株式報酬は、中長期のインセンティブとすべく3年前に、株主総会のご承認をいただいて、株式報酬型のストックオプションを導入しています。

なお、2006年3月6日開催の取締役会において、取締役および監査役の報酬体系を見直し、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同年6月23日開催の定時株主総会で、在任期間に対する役員退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役・社外監査役に対しては、取締役会、監査役会等への出席、情報の共有・収集、各種調査などが円滑に実施され、効率的な監査が実現できるように、会議案件の事前説明、会議資料の事前説明など当社スタッフ(経営企画部　経理部　監査役室などのスタッフ)が必要なサポートをしています。

なお、2015年7月、監査役監査の実効性を確保する観点から、監査役の業務を補助する専任のスタッフで構成する監査役室を設置する予定です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、毎月1回以上の取締役会が開催され、経営の基本方針の策定、重要事項の決議や定期的な業務執行状況の報告等を通じて、その監督機能の強化に努めています。監査役会は毎月1回以上開催され、監査方針、各監査役の業務分担、具体的実施事項、監査役の監査報告の聴取、取締役からの業務執行状況の聴取等を行ない、その結果を取締役会に報告しています。
迅速な経営判断と透明性の高い経営を実現するために、取締役および常勤監査役の出席する執行会議を月2回程度開催し、取締役会の決議事項その他の経営上の重要事項について十分な議論と事前審議を行なっています。また、業務執行を担当する執行役員等で構成する諸会議を定例的に開催し、経営の重点戦略、各事業の方針・戦略また業務執行状況等を確認・審議しています。
なお、取締役および監査役の選任に際しては、人格・識見・経営能力・業務知識・経験等を総合的に判断して、適切な人選を行なっています。
会計監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、決算時の監査および必要に応じて適宜会計全般に関する指導を受けています。当社の会計監査業務を行なった公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する業務執行社員　原田誠司(継続監査年数3年)，同山口隆史(継続監査年数3年)および同古谷大二郎(継続監査年数2年)です。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他15名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

1. 独立社外取締役2名および独立社外監査役2名は、独立役員の要件を満たし、会計・税務・法律および企業経営全般等について専門的な知見と高い見識を有していることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれのない立場から経営の意思決定・職務執行を監督・監査する役割を期待しています。社外役員は、取締役会、監査役会、業務執行者との情報交換等を通じて、実効的に監督・監査機能を果たすのに十分な経営情報を入手できる状況にあります。定期的に開催される取締役会及び監査役会で取締役、常勤監査役、業務執行者との情報交換・意見交換に努めるほか、会計監査人、内部監査人又は内部統制室とも定期的及び随時に情報交換・意見交換を行なっています。
2. 取締役会において経営に関する重要な意思決定を行なうのに先立って、社外取締役および常勤監査役の出席の下で、執行会議、執行役員会等において活発な議論を実施しており、経営の意思決定の合理性を担保する体制を整えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の検討期間を十分に確保できるよう、開催日の3週間前に発送するように努めています。 2015年は、6月2日に発送し、6月24日に開催しました。
集中日を回避した株主総会の設定	総会における株主との建設的な対話の充実の観点から、1998年から集中日を回避して開催しており、2015年は6月24日に第74回定時株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主の議決権行使を容易にするため、2003年から、インターネットによる議決権行使の方法を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内外の機関投資家の議案検討期間を拡大し、議決権行使の環境を改善するため、2007年から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長および担当役員が出席して、年2回、アナリスト、機関投資家向けの説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、臨時報告書、招集通知、決算短信、決算説明会資料、財務諸指標の推移などを積極的に当社ホームページに掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役経営企画部長がIR業務を担当し、経営企画部のIR事務担当者がこれを補助しています。IR事務担当者は、定期的説明会にかぎらず、機関投資家・個人投資家双方の問い合わせに対して、日頃から、丁寧な説明を実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	独創的な技術と製品を提供することを通じて、株主、お客様、お取引先、地域、従業員などのステークホルダーに貢献することを経営の基本方針としています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	【環境保全活動】 1.温室効果ガス総排出量の削減、廃棄物のリユース・リサイクル率の向上に向けての継続的活動を実施しています。 2.石川県の金沢製作所では、金沢テクノパークで操業する企業とともに、春と秋の年2回、森づくり活動を行っています。 3.東日本大震災の被災地　宮城県において、年2回森林整備・保全活動を継続しています。 【研究・文化支援活動】 1.公益財団法人『宗桂会』（そうけいかい）の活動を通して、金沢の伝統工芸『加賀象嵌（ぞうがん）』の保存・普及の支援を行っています。 2.一般財団法人『一樹（いちじゅ）工業技術奨励会』を通して、工業技術の進歩・発展に貢献する目的で、国内外の大学、研究機関、学術研究者、学生等の有意義な研究に対して助成を行っています。
その他	女性が能力を十分発揮することができるよう社内規程および労働環境の整備をすすめます。当社グループの経営課題に取り組み、企業価値向上に貢献できる意欲ある女性を登用する方針です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

日機装株式会社（以下「当社」という。）は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定めています。

1. グループ内部統制
当社は、当社グループが社会の一員として健全な社会倫理・価値観を共有し、法令・定款・社会規範を遵守して、ステークホルダーとの良好な関係を構築するとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、当社グループの内部統制体制を整備する。
(1) 当社および当社子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
1) 当社は、内部統制担当の取締役を委員長、本部長・法務担当部門長等を委員とする全社的な「内部統制委員会」を組織し、次のとおり、当社グループのコンプライアンス体制を整備する。
・「内部統制委員会」の委員である「コンプライアンス担当委員」は、当社グループにおけるコンプライアンスを徹底するための諸施策の策定・実施について中心的役割を果たす。本部長等は「コンプライアンス統括責任者」となり、自ら統括する部門等における前記諸施策の実施につき権限を有し、責任を負う。「コンプライアンス担当者」を各本部等に設置し、定期的なコンプライアンス報告を求めるとともに、コンプライアンスの周知徹底、教育等を行なう。
・当社グループの役職員が企業人としての良心にしたがい、社会へ貢献するために守るべき基本的な事項を定めた「日機装グループグローバル行動規範」（以下「日機装GCC」という。）を制定する。「日機装GCC」を定着させるため、グローバルベースでコンプライアンス研修を継続的に実施し、遵守状況を定期的に検証する。
・透明で公正なグループ経営を目指し、当社グループの従業員が、当社グループにおける法令違反等の事実を発見した場合に、直接、匿名または実名で、社外の弁護士等の専門家に通報できる「内部通報制度」を国内外で整備する。
2) 当社は、社長直轄の内部統制室を設け、内部統制体制の維持、発展を推進する。
3)当社は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として社長直轄の内部監査室を置き、当社のみならず、当社子会社をも対象とした内部監査の基本方針の作成、年間監査計画の策定、実施等を行なう。
4) 当社の取締役が、他の取締役の法令、定款の違反行為を発見した場合は、ただちに取締役会に報告するよう徹底する。
5) 当社は、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない、専門的な知識を有する社外取締役および社外監査役により、経営の意思決定・業務執行を監督・監査する体制を強化する。
6) 当社は、取締役会規程、権限規程等において、取締役会の承認を得なければならない事項を定め、各業務執行者が独断で業務を決定・執行できない体制を維持する。さらに社長は、コンプライアンス体制に関する事項を含め、取締役会に対して、定期的に業務執行報告を実施する。また、海外子会社の会計処理にも専門性を発揮できる会計監査人を選任し、緊密な情報交換のもとに適正な会計処理ができる体制を維持する。
7)当社は、「内部統制委員会」の活動として、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保する体制を整備、運用し、評価する。
8)当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求は毅然とした態度で拒絶するとともに、反社会的勢力の排除に向けて組織的に取り組む。
(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
1) 株主総会議事録、取締役会議事録および執行会議議事録（それぞれの電磁的記録を含む。）は、法令および社内関連規程に基づき、適切に作成し、保存する。
2) 社長を最終決裁者とする社長決裁伺書は、権限規程および社長決裁細則に基づき、発議部署において、原本またはその電磁的記録により、決裁または報告の日から所定の期間保存する。
(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)「内部統制委員会」に「リスク管理担当委員」を置き、リスク管理を徹底するための諸施策の策定・実施について中心的役割を果たす。本部長等は「リスク管理統括責任者」となり、自ら統括する部門等における前記諸施策の実施につき権限を有し、責任を負う。
2)当社は、当社グループに関わる災害リスク、製造物責任リスク、与信リスク、インサイダー取引リスク、不正輸出リスク、個人情報漏洩リスク等の個別のリスクを管理する実効性のある規程・体制を整備する。
3) 当社は、不測の事態が発生した場合には、社長または担当取締役を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部専門家の助力を得て、迅速な対応を行ない、損害の拡大を最小限にとどめる体制を維持する。また、開示を必要とする事項については、適時かつ正確に開示できる体制を維持する。緊急事態の発生時のために、全社緊急連絡網を維持する。
(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
1) 当社は、法令に定める事項その他の重要な業務執行を審議するため、取締役会を原則として月１回、さらに必要に応じて随時開催する。機能的に経営に関する意思決定を行ない、これを執行するため、事業本部制を維持する。また、本部のそれぞれに、その業務の執行について責任を負う執行役員を任命する体制を維持する。
2) 当社は、当社グループの中期経営計画に基づき、各本部で毎期作成する業務計画において、それぞれの経営上の課題、目標、指標を明確にする体制を維持する。さらに、各本部での方針管理のもとに展開し、達成に向けて、業務計画を具体化する。当社子会社は、業務執行にあたって、所属本部の業務計画を反映した独自の業務計画を作成し、目標の達成度の管理を行なう。各業務計画は、四半期ごとに、社長および取締役等によって構成される審議会議において、各本部との間で、進捗状況を検証する体制を維持する。
3) 当社は、経営方針・経営戦略に係る重要事項の決定については、取締役会の審議を経ることに加えて、必要に応じて事前に社長および取締役等によって構成される執行会議における審議を経る体制を維持する。
4) 当社は、社長を最終決裁者とする事項と本部長に権限委譲する事項、当社が決裁すべき事項と当社子会社に権限委譲する事項を明確に区分し、統制のとれた効率的で迅速な意思決定と業務執行を確保する。本部長・当社子会社社長は、当社社長から権限委譲された事項の執行について、さらに下位に職務権限を委譲し、意思決定と業務執行の効率性と迅速性を加速させる。
5) 財務上の主要情報は、ITを活用したシステムにより迅速にデータ化し、当社の社長、取締役および本部長が現状を把握することができる体制を維持し、さらに強化する。
(5) その他の当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1) 当社の取締役会規程および権限規程により、子会社の経営に関して当社の決裁・報告　を要する事項およびその決裁者・報告先を明確にする。
2) 当社子会社の業務に対しても、当社の監査役、内部監査室および会計監査人による監査を計画的に実施する。

2. 監査役監査を支える体制
当社は監査役設置会社として、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役監査を支える体制を整備する。
(1) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項
1) 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助するため、監査役室を設置する。
2)監査役室に所属する監査役の職務を補助する従業員（以下「監査役職務補助従業員」という。）は、監査役が指示した業務については監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
3)監査役職務補助従業員の人事異動・人事評価等については、監査役の同意を要する。
4)監査役職務補助従業員は、監査役の監査の実効性を確保する観点から、当社グループの事業、財務、会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者とする。
(2) 監査役への報告に関する体制

1) 当社の本部長、当社子会社社長が当社社長あてに定期的に行なう業務報告（業務の執行状況、コンプライアンス、リスク管理に関する事項を含む。）は、常時常勤監査役に対しても配信する体制を維持する。また、監査役がいつでも必要に応じて当社の取締役および従業員に対して報告を求めることができる体制を維持する。
2)監査役と当社子会社の監査役等が出席する「監査役連絡会」において、当社子会社の事業、コンプライアンスの状況等を当社監査役に定期的に報告する体制を維持する。
3) 監査役が、会計監査人、内部監査室と適宜協議を行ない、当社子会社の監査情報の共有を促進する体制を維持する。
4)監査役へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止するとともに、これを当社グループに周知徹底する。
(3) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
(4) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役が、実効的に監査機能を果たすのに十分な経営情報を入手できるよう、主要な会議（執行会議、生産販売会議等）を含む任意の会議に出席できる体制を維持する。
以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社では、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、このような勢力からの不当な要求は毅然とした態度で拒絶することを基本方針としています。この基本方針は、取締役会で決定する「内部統制基本方針」に明確に位置づけるとともに、これを徹底するため、遵守すべき具体的な行動基準を明記した「コンプライアンス・ハンドブック」を全従業員に配布のうえ教育を実施し、周知を図っています。
2. 管理本部に総括対応部署を設置し、反社会的勢力排除に向けて組織的に取り組んでいます。また、平素から警察関連機関等とも連携し、情報収集に努め、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新　　なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2015年5月19日開催の取締役会において、2015年6月24日開催の第74回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって、当社定款に基づく「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」（以下「本規則」といいます。）を継続しないことを決議しました。

当社は、「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号）の具体的取組みとして、短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生じる場合など、当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれる恐れが生じる可能性に備え、2006年6月23日開催の第65回定時株主総会において、定款に基づき本規則を初めて制定導入し、その後も、数次にわたり変更・継続のご承認をいただいておりました。
従来から、当社は、当社企業価値の防衛の手段としては、中期経営計画等を当社グループ全体で着実に実行していくことで企業価値と株主共同の利益の維持・向上を実現し、ステークホルダーとの信頼関係をいっそう強固にしていくことこそが重要であり、本規則は補完的な機能を果たすと認識しています。
しかしながら、昨今、本規則導入時とは当社を取り巻く経営環境等が大きく変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する法的手続きも整備され、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本規則の導入目的も一定程度担保されるようになりました。
このような状況の変化と本規則に対する一部の株主、投資家等の評価を踏まえ、今後の本規則の取扱いについて社内で慎重に検討した結果、2015年5月19日開催の取締役会において、本定時株主総会の終結の時をもって、本規則を継続しないことを決議しました。
なお、当社は、本規則の非継続後も、当社株式の大規模な取得が行なわれた際には、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上の観点から、金融商品取引法など関係する法令に従い、当社株式の大量取得行為等についての是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の開示と時間の確保に努めることに加え、法令および定款の許容する範囲内において適切な措置を講じていく所存です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止するとともに、有価証券上場規程に基づいて適時開示を適切に行うことにより、
証券市場の信頼を確保することを目的として、『内部情報管理規程』を制定し、概要次のとおり、内部者取引規制上の重要事実および適時開示に該当すべき情報（「本情報」）を網羅的、包括的に管理しています。
1. 本情報の管理責任者を設置
本情報の管理責任者として、「情報管理担当者」および「情報統括責任者」を設置します。
2. 「情報管理担当者」の権限等
1）「情報管理担当者」は、自己の担当事業・業務につき、本情報を早い段階で網羅的に把握し、「情報統括責任者」へ報告し、その後これを一元的に管理する責務を負います。
2）「情報管理担当者」には、原則として、業務を担当する取締役、事業本部長または管理本部長が当たります。
3. 「情報統括責任者」の権限等
1）「情報統括責任者」は、本情報の「判定」「登録」「管理開始決定」「管理解除決定」「適時開示決定」等を行なう責務を負い、本情報の管理体制を統括します。
2）「情報統括責任者」には、経営企画部長、または社長が指名する者が当たります。
4. 適時開示の責任部署
1）適時開示項目に応じて、財務部、経営企画部および総務担当部署が開示の責任部署となります。
2）適時開示の責任部署は、適時開示項目に応じて、本情報の公表の要否等に関する、取締役会および「情報統括責任者」の決定に従い、適時開示を実施します。